

京都市告示第 46 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、  
次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納（又は徴収）事務を委託します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

株式会社東急コミュニティー

東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号

2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類

向島及び際目の各市営住宅の家賃、敷金、共益費及び有料付属施設使用料のうち、当該市営住宅の管理事務所に持参、郵送等をされるものの収納事務

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

（都市計画局住宅室住宅管理課）